

煙火火薬庫基準チェックリスト

所(占)有者			
所在地			棟数 棟
貯蔵量	火薬類の種類	許可(申請)貯蔵量	既設貯蔵量
保安距離	保安物件の種類	法定距離(m)	保安物件名
	第1種保安物件		
	第2種保安物件		
	第3種保安物件		
	第4種保安物件		
(その他要注意物件)			

項目	省令等	基準(適合する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、該当しない場合は <input type="checkbox"/>)	適
設置場所	規24条1号	火薬庫の位置は湿地を避ける。	<input type="checkbox"/>
内面	同条7号	搬出入装置のない火薬庫の内面は板張りとする。 床面は鉄類を表さない。	<input type="checkbox"/>
換気孔	同条8号	換気孔は金網張り、天井に1個以上、天井裏から外部に通じるよう両つまに各1個以上設ける。	<input type="checkbox"/>
暖房装置	同条9号	暖房設備は温水式とする。	<input type="checkbox"/>
照明設備	同条10号	庫内の照明設備は防爆式電灯とし、配線は鉄が露出しない金属管又は、がい装ケーブル等による工事とする。 自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。	<input type="checkbox"/>
小屋組 屋根	同条11号	小屋組は木造で、屋根の外面は、金属板、瓦等の不燃材を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とする。	<input type="checkbox"/>
避雷装置	同条12号	昭和31年告示228号に適合する避雷装置を設ける。	<input type="checkbox"/>
防火設備 警戒設備	同条14号	境界に沿い幅2m以上の防火空地、貯水槽及び警戒札等の防火設備及び警戒設備を設ける。	<input type="checkbox"/>
構造	規28条1号	構造は平屋建の鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造とする。 基礎は堅ろう高位とし排水に留意する。	<input type="checkbox"/>
入口の扉	同条1号の2	扉は二重で、外扉は3mm以上の鉄板耐火扉で補強している。 内扉と外扉に錠を付ける。	<input type="checkbox"/>
壁	同条2号	壁の厚さは、鉄筋コンクリート造では10cm以上、補強コンクリートブロック造では20cm以上とする。	<input type="checkbox"/>
通気孔	同条3号	床下には、必要に応じ2個以上の通気孔を設け、金網張りとし、幅20cm以上の通気孔は約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込む。	<input type="checkbox"/>
土堤	同条4号	貯蔵量2tを超える場合は土堤又は簡易土堤で囲む。 貯蔵量2t以下は土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。 昭和35年告示第76号によりブロックの補強の場合は、ブロック間に配筋する。	<input type="checkbox"/>

	省令等	基準（適合する場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、該当しない場合は <input type="checkbox"/> ）	適
貯蔵上の取扱い	規則第21条第1項第1号	火薬庫の境界内には必要がある者のほか立ち入らない。	<input type="checkbox"/>
	2号	火薬庫の境界内には、爆発・発火・燃焼し易い物をたい積しない。	<input type="checkbox"/>
	3号	火薬庫内には火薬類以外の物を貯蔵しない。	<input type="checkbox"/>
	3の2号	火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しない。	<input type="checkbox"/>
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類・これらを使用した器具・携帯電灯以外の灯火を持ち込まない。（搬出入装置等を除く。）	<input type="checkbox"/>
	5号	庫内では、予め定めた安全な履物を使用し土足は禁止とする。（搬出入装置付きの火薬庫は除く。）	<input type="checkbox"/>
	5号の2	搬出入作業時に、火薬庫内に砂れき等が入らないように注意する。	<input type="checkbox"/>
	6号	ファイバ板箱等の開函以外、庫内では荷造、荷解・開函をしない。	<input type="checkbox"/>
	7号	庫内の換気に注意し、できるだけ温度変化を少なくする。特に無煙火薬・ゲイマイトの貯蔵は、最高最低寒暖計を備え、夏期・冬期の温度変化の影響を少なくするような措置を講じる。	<input type="checkbox"/>
	9号	火薬庫から火薬類を出すときは、古い物を先にする。	<input type="checkbox"/>
	10号	製造後1年以上を経過した火薬類は、異常の有無に注意する。	<input type="checkbox"/>
14号	警鳴装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持する。	<input type="checkbox"/>	
保安責任者	法第30条第2項、3項	取扱保安責任者（代理者）は選任され届出済又は選任予定である。	<input type="checkbox"/>
帳簿・報告	規則第33条、34条	帳簿記載事項は①～④の内容である。①出納した火薬の種類 ②出納した数量 ③出納年月日 ④相手方の住所・氏名	<input type="checkbox"/>
		帳簿保存期間は 記載の日から2年間以上である。	<input type="checkbox"/>
		毎年度集計し、年度終了後30日以内に県に報告する。	<input type="checkbox"/>
定期自主検査	法第35条の2、規則第67条の9～11	自主検査計画（計画期間は1～3年程度）を定め県に届出るとともに、検査結果を報告している。	<input type="checkbox"/>
		① 検査は年2回以上である。 ②検査内容は法第12条の技術上の基準、避雷・警鳴・消火装置の作動状況等としている。 ③検査は記録として残す。	<input type="checkbox"/>